

宇城市児童相談システム構築及び保守業務委託
プロポーザル実施要項

宇城市 福祉部 こどもセンター

令和8年6月

1 目的

本業務は、宇城市こどもセンターにて行う児童等相談業務において現在エクセルや紙媒体等で管理している要支援者の情報等を、デジタル技術を活用し一元的に管理することによりケースの進行管理を確実にを行い継続的な支援を強化するとともに、入力業務や報告業務の負担を軽減し、相談業務の質の向上や対応時間を確保することで、要保護児童等の早期発見、早期対応につなげ、児童虐待予防につなげることを目的に「児童相談システム構築及び保守業務委託」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、企画提案に参加した業者から、実績、技術力、業務ノウハウに基づいた業務遂行能力を有し、最も導入に適していると考えられる優秀提案者を選定する事に関しての必要な事項を定めたものである。

2 概要

(1) 委託名

宇城市児童相談システム構築及び保守業務委託

(2) 委託内容

別紙「宇城市児童相談システム構築及び保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

ア 構築期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

イ 運用期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

ウ 保守期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 提案上限額

提案上限額については、次のとおりとし、提案内容に関わらずそれぞれの上限額を超える提案は、無効とする。

(1) 構築業務委託

9,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 保守業務委託

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部課及び連絡先

(1) 担当部署 宇城市福祉部こどもセンター子育て包括支援係（担当：井上）

(2) 所在地 〒869-0552 熊本県宇城市不知火町高良2273-1

(3) 電話番号 0964-33-1118（内線：3201）

(4) メールアドレス kodomosenta@city.uki.lg.jp

5 参加資格要件

本プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申出書提出時において本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する品目「情報処理業務」及び種目「情報システム全般の統計、開発、維持管理の品目」の登録をしていること。なお、業務種別及び品目について該当の登録がない場合は、参加申出書の提出期限までに宇城市競争入札参加資格審査申請書（変更届）を提出し登録を行うこと。
- (3) プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 九州管内に本店又は支店を有し、保守については滞りなく迅速な対応が可能であり、当該営業所が本市との契約締結等の権限を有すること。
- (5) 本市の人口規模と同等若しくは同等以上（人口5万人以上）の自治体において、当該事業の契約実績若しくは類似業務の実績を有すること。
 - (ア) 提案システムは Web システムであること。
 - (イ) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制の下にないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (9) 機密情報のシステム管理に関し、個人情報保護の観点からプライバシーマーク認証を取得していること。
- (10) 他の提案者と資本関係及び人的関係がないこと。

6 優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、宇城市児童相談システム構築及び保守業務評価委員会（以下「評価

委員会」という。)において、企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションの内容を総合評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断された優秀提案者1者を選定する。

ア 提案者の提案内容の審査

評価委員会は、提案者の提案内容（企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーション）について評価基準に基づき審査を実施し、総合評価方式において最も優れていると評価委員会が判断した事業者を優秀提案者として1者選定する。

イ プレゼンテーション

（ア）プレゼンテーションの出席者は、各参加者2名以内とする

（イ）出席者の服装及び使用する機材等は、会社名（商号又は名称）等参加者を識別できないよう配慮すること。

（ウ）プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。

（エ）プレゼンテーションは、各参加者に当たり45分（説明30分、質疑応答15分）程度とする。

（オ）プレゼンテーションは、業務を受託した場合の体系図に掲載される者が行うこと。

（カ）プレゼンテーションに必要な機材（端末及びプロジェクター等）は、参加者が準備すること。（スクリーンは本市が準備する。）

（キ）プレゼンテーションの詳細な日時等については、後日参加者に通知する。

ウ 優秀提案者の選定結果

（ア） 評価委員会は、総合得点の最も高い提案を行った参加者を優秀提案者として選定する。ただし、最高得点の者が複数いる場合は、見積金額を除く点数が高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託者として選定する。

（イ） 評価点は満点を100点とし、プレゼンテーションについては、最高及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。

（ウ） 本プロポーザルの審査における基準点は、合計得点から見積書の配点を除いた得点の60%とし、基準点を下回る者は、受託候補者とはなれない。なお、選定結果は、本企画提案に参加した全ての参加者に対して書面で通知する。

(2) 失格要件

ア 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ 参加資格要件を欠く場合

ウ 見積書による見積価格が、提案書上限額を超える提案を行った場合

エ 提案書に不備・不足がある場合

- オ 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- キ 実施要項及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ク その他評価委員会が不適格と認めたとき

(3) 審査項目及び評価項目

企画提案書には、仕様書及び評価基準の記載内容を十分に理解した上で、下表の項目を最低限記入することとし、追加提案することがあれば追加記載すること。

審査項目	評価項目
提案者に関する項目	事業者の会社概要、九州管内の支店の概要
プロジェクト体制スケジュール	プロジェクト体制 本業務に関わる担当者の概要（実績等） 導入スケジュール
導入に関する項目	導入予定システムの特徴 導入時に想定される作業と作業分担（職員作業が見込まれる事項） システム導入支援の内容
運用保守に関する項目	運用保守体制 運用支援の内容 システムの柔軟性

7 スケジュール*留意事項有

項目	日程・期間	備考
プロポーザル参加者の公募、参加申込受付及び関係書類の交付	令和8年6月22日（月）から 令和8年7月14日（火）まで	
質問書の提出	令和8年6月22日（月）から 令和8年6月29日（月）まで	別紙1
質問票に関する回答	令和8年7月3日（金）まで	
参加申込書等の提出	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月15日（水）まで	様式第1号 及び添付書類
参加資格確認結果通知	令和8年7月21日（火）	様式第2号
プロポーザル参加要請書	令和8年7月21日（火）	様式第3号
提案書の提出	令和8年7月22日（水）から 令和8年7月24日（金）まで	様式第4号 及び提案書
プレゼンテーション	令和8年7月30日（木） 午前11時～	新館第2会議室
審査結果通知（予定）	令和8年8月19日（水）	様式第6号 様式第7号

契約に関する協議	令和 8 年 8 月中旬	
契約締結	令和 8 年 8 月下旬	

8 参加申し込み方法

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	留意事項
公募型プロポーザル参加申出書	様式第 1 号	各 1 部	提出期限（厳守） 令和 8 年 7 月 15 日（水） ＊商業登記簿謄本及び国・県・市町村税の納税証明書は、発行日から 3 か月以内のものとする（委任がある場合は、本社及び委任先分） ＊会社パンフレットは、認可・認証確認のため
会社概要書	別紙 2		
商業登記簿謄本			
国・県・市町村税の納税証明書			
見積書			
会社パンフレット			

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

〒869-0552 熊本市宇城市不知火町高良 2273-1

宇城市福祉部こどもセンター 子育て包括支援係

（持参の場合は、平日午前 9 時～午後 4 時）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

9 質問及び回答

本実施要項及び仕様書等に質問がある場合は、次の通り質問書を提出すること。

(1) 質問は、「質問書」（別紙 1）により提出すること。

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 4 時まで

イ 提出方法 メール：kodomosenta@city.uki.lg.jp

＊メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、市ホームページに記載する。

10 提案書の提出

(1) プロポーザル参加要請書を受領した者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	書式	部数	留意事項
提案書	様式第 4 号	紙面 1 部及び 電子データ	提出期限（厳守） 令和 8 年 7 月 24 日（金）

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

〒 8 6 9 - 0 5 5 2 熊本市宇城市不知火町高良 2 2 7 3 - 1

宇城市福祉部 こどもセンター 子育て包括支援係

(持参の場合は、平日午前 9 時～午後 4 時)

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(3) その他留意事項

ア 提案書に盛り込む提案は、一案に限る。

イ 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害しないこと

ウ 提案書の作成、提出及びプレゼンテーションの実施などの一切の費用は、提出者の負担とする。

エ 提案書は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

オ 提案書及びプレゼンテーションは原則非公開とするが、総合評価点については、公表する。

カ 提案書の提出後は、提案者の都合による変更を認めず、返却は行わない。

11 契約、その他

(1) 本市は、財政状況の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

(2) 本市は、本契約までに前項の事態に至った場合、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

(3) 本市は、審査の結果、受託候補者として特定した場合であっても提案に虚偽の記載又は重大な契約不適合があった場合は、受託候補者の特定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に特定を取り消すことがある。

(4) 本市は、優秀提案者に選定された者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。本業務の目的達成のため、必要な範囲において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。

(5) 優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。

(6) 本業務の受託者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

(7) 参加者が 1 者の場合であっても審査は実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託候補者として選定し、随意契約による契約を締結する。

(8) 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。

ア 業務名

イ 受託候補者の所在、名称及び代表者氏名

ウ 受託候補者の総得点

エ 提案者数

オ その他必要な事項